

第17回規制改革会議終了後記者会見録

1. 日時：平成25年10月4日（金）15:25～16:16

2. 場所：合同庁舎4号館6階620会議室

○司会 それでは、ただいまから本日举行されました「規制改革会議」の様につきまして、岡議長から御説明いたします。

なお、内容につきまして一括して御説明した上で、質疑応答等はその後お願いしたいと思っております。

それでは、議長、よろしく御願いたします。

○岡議長 皆さん、こんにちは。

本日の第17回「規制改革会議」の議題は3つございました。1つは、雇用ワーキング・グループから、労働者派遣制度の見直しについて検討の結果、会議としての意見を取りまとめたということ、この点について議論をさせていただきました。取りまとめた意見の中身は、皆様のお手元にある内容でございます。この点につきまして御質問があれば、後ほど、私あるいは雇用ワーキング・グループの鶴座長からお答えいたしますが、私から1点だけ申し上げたいことは、ペーパーにもありますけれども、このテーマに対する会議としての基本的な考え方でありまして、

我々の会議としましては、「労使が納得した上で、多様な働き方が選択できる社会を構築すべきである」という基本的な考え方をベースとして、具体的ないろいろな項目についての意見を取りまとめたということをお願いしておきたいと思っております。

2つ目の議題は、規制改革ホットラインでございます。本件については毎回申し上げておりますが、本会議では、国民あるいは企業、団体の皆様方から規制改革の要請を受け、それに対して真摯に取り組むことを柱の1つとしてやってきております。特に、この7月からスタートした今期は、以前に増して取組を強化しようということで、規制改革ホットラインの対策チームも立ち上げて取り組んでいる状況でございます。

さわりだけ申し上げますと、皆様のお手元に配られていると思っておりますが、9月末までの間に1,209件の要請をいただいております。これを事務局で整理いたしまして、各省庁に検討を要請した件数が519件ございます。このうち、直近の1カ月の間に検討要請を行ったのは519件の内数で27件ございます。

これらの案件をしっかりとフォローアップしていこうということで、関係省庁に検討をお願いした事項に対する回答が戻ってまいりますと、さらにどのようにフォローアップしていくかをホットライン対策チームで精査した上で、関係ワーキング・グループに検討を依頼するというやり方で進めつつあります。私どもとしては、国民、企業、団体からの御

要請に対してしっかりと取り組むためにそのような形でやっております。今、私が申し上げたことの詳細は、内閣府の規制改革会議のホームページに載っておりますので、御関心のある方は是非そちらを見ていただければと思います。

これも後ほど質問があればお受けします。

本日の議題の3つ目は、公開ディスカッションの開催についてでございます。

当会議では、7月からスタートした今期の冒頭で公開ディスカッションを開催することを決定いたしました。具体的にいつどのような形でやるかにつきましては、公開ディスカッション担当の長谷川委員に検討していただいていたわけでありましたが、本日はそのアイデアに基づきまして委員間で意見交換をしたわけでありまして。

本日は中身の決定までには至っておりません。今日いただいた各委員の意見を踏まえまして、私と大田議長代理と担当の長谷川委員で打合せをしまして、いつ、どのようなテーマを取り上げて、どのようなスタイルでやるかを決めたいと思っております。私としては1回目の公開ディスカッションはできるだけ早くやりたいという思いですが、遅くとも年内にはやりたいと思っております。

前後しますが、冒頭の稲田大臣からの御挨拶の中で触れられましたことをご報告します。前回、農地規制の関係で、農水省で検討を進めております「農地中間管理機構」の構想について数回のヒアリングと意見交換を経て、私どもの意見を取りまとめて提出させていただきました。

本日、官邸において、この関係の会議（農林水産業・地域の活力創造本部）が行われたと聞いております。その中で農水省から最終的にこのような形で進めたいというものが示されたようでございますが、前回私どもが取りまとめた意見のほとんどのものが採用されていると聞いております。私どもの議論とは並行的に、産業競争力会議でもこのテーマについての議論を行い、産業競争力会議からも意見が出されております。私は両方にまたがって見ておりましたけれども、内容的にはそんなに大きな差はございません。そういう意味では、産業競争力会議及び規制改革会議の取りまとめた意見がほぼ採用されたと理解しております。これは報告として皆さんに申し上げておきたいと思っております。

以上が本日の会議における3つの議題と追加の報告でございます。

この後、皆さんからの御質問をお受けしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○司会 それでは、ただいまの説明につきまして、御質問等がございましたら挙手をお願いいたします。

よろしくお願ひします。

○記者 お疲れさまです。

ちょっと初歩的なことなので、場合によっては事務方からでも結構ですが、派遣制度の2の2つ目の○ですが、割とあっさりと「報告書の基本的な方向性、すなわち（1）いわゆる26業務の廃止、（2）有期雇用派遣労働者に対する個人レベルの期間制限は、規制改

革会議の主張に沿ったものであり、堅持されるべきである」の読み方ですが、例えば専門26業務の特別扱いを改めて、派遣会社と無期契約を結んでいる派遣労働者は全て期間制限なく働き続けられるようにするですとか、あるいは有期契約を結んでいる派遣労働者については、派遣期間を従来どおり3年以内とするのだけでも、派遣先の労使間で異論がなければ人を入れかえることで、4年以降も同じ業務を派遣に任せられるようにすべきという、いわゆる厚生労働省の報告書にある柱の事項は全て規制改革会議としては支持するのだという意向をこの3行で簡単に表明していることなのかどうか。ちょっと国語の話で恐縮ですが。

○岡議長 それではまず、座長の鶴さんからお答えいただきます。

○鶴委員 どうもありがとうございます。

今の御質問ですけれども、研究会の報告書に述べられたものを全て端から端まで、全部そのとおりですという形にはなっていません。この報告書を見ていただきますと、具体的なところについて我々の懸念を申し上げております。ここに書いている、基本的に(1)、(2)です。いわゆる26業務を廃止しましょうと。これは世界を見渡してみても、業務に分けて上限期間を設定する形での規制をやっているというのは基本的にありません。なので、まず、ここは変えましょうと。それを変えるに当たって、今度、これまでの業務レベルではなくて、個人レベルの期間制限を何らか設けなければいけなくなるでしょうということですね。ここについては、この基本的な大きな考え方については、我々は規制改革会議でも、ワーキングでも、こういう考え方でやったらどうだということを申し上げておりますので、そこは大きな方向性は堅持してほしい。ここは我々と考え方が共通するところである。

ただし、次のページ、「3. 期間制限の在り方について」というところで、(1)、(2)、(3)とここに書かれているところが研究会の報告書につきまして、我々が少し、この部分についてはこういうことを留意して考えてほしい。また、労政審で御議論をいただければ非常にありがたいということをここで申し上げております。

今の御質問に対する答えは以上でございます。

○岡議長 よろしいですか。

○記者 ありがとうございます。

○岡議長 それでは、他の方、いかがですか。

カメラの後ろの方、どうぞ。

○記者 資料2-1の規制改革会議ホットライン対策チームの資料ですけれども、まず、1点目として「チーム(案)」のところ○と◎の違いがあると思うのですが、ここについてどういう意味なのかを詳しく説明していただきたい。まず、教えてください。

○岡議長 これは事務局から説明させます。

○大川次長 ◎は、ワーキング・グループで直接取り上げて御議論いただく事項でございます。

まして、○は、とりあえず、事務局で相手省庁等と折衝といいますか、調整をいたしまして、その上でワーキング・グループに御報告を申し上げる事項という仕分けでございます。

○記者 その上でもう一点お聞きしたいのですけれども、個別のことで済みません。健康・医療ワーキング・グループの1番、医薬品登録販売者制度の見直し、テレビ電話を活用した販売方法の検討だと思うのですが、これは厚労省から対応不可という形で返答がある項目だと思うのですが、あえて取り上げる理由を教えてください。

○大川次長 むしろ、対応不可であるということなので取り上げるというところちょっと言い過ぎですけれども、厚労省の当面の回答は対応不可ということですが、本当に対応不可なのかどうか、もう少し検討の余地はないかということで、再度検討していただくということで選定したものでございます。

○記者 ありがとうございます。

最後にスケジュール感で、これら◎のものと○のものはどういうスケジュール感で結論を詰めていくのかを教えてください。

○大川次長 それぞれのワーキング・グループにおきまして既に選定されております検討事項もでございますので、スケジュール感が異なってくるかと思えますけれども、いずれにしても、なるべく早く御検討いただければと思っているところでございます。

○岡議長 今期の私どもの答申のデッドラインが来年6月でございますので、ここで取り上げるものについては遅くとも来年6月までにはということになります。今、事務局から説明がありましたように、案件によってはもっと繰り上げて取りまとめるものが出てくるかと思いますが、最後のお尻は来年の6月だとお考えいただきたいと思えます。

○記者 ありがとうございます。

○岡議長 他はいかがでしょうか。

○記者 今回の意見に関して、雇用の規制緩和に対する各種団体等からの反発の声はもちろん予想されていると思えます。それで議長が冒頭にわざわざ念押しのように1点申し上げたいと言われたと思えますけれども、そのあたりをもう一度、どのように考えているかお願いいたします。

○岡議長 立場、立場によっていろいろな御意見があるというのは、雇用の問題に限らず、我々が規制改革として取り上げるほとんどのものがそういうものだと思っております。したがって、雇用に関する我々の意見に対していろいろな御意見が出てくることは十分予想されるわけですが、それを我々は十分踏まえた上でといいますか、覚悟した上でこういう意見を取りまとめたわけでございますから、いろいろなご批判、あるいは御意見が飛んできて、この考え方でしっかりと対応してまいりたいと思っております。

どうぞ。

○記者 今のと少し関連ですが、冒頭、労使が納得した上でということを強調されました。これは確認ですが、具体的にその場合、この意見の中で労働者の意見はどのように担保さ

れているのでしょうか。

○鶴委員 雇用ワーキングでは、この意見を取りまとめるに当たりまして、各企業側の団体、労働者、派遣業界の方、各種団体の方々はもちろん全てを網羅ということではないのですけれども、主なところの団体の方々からは、厚労省の研究会の報告書についてどのようにお考えになられているのか、忌憚のない御意見をワーキングの場で伺いました。その上で、我々も議論をさせていただきました。今、議長からお話があったように、そこで我々がわかったのは、皆様、立場によってかなり多様な御意見をお持ちであるということだと思っております。我々はその意見をお伺いしながら、先ほど議長も強調されたように、まさに労使が納得、特定のグループの立場に立った意見を強く申し上げるというのが規制改革会議の役割ではございませんので、労使ともに納得、関係者の方々が納得するやり方はどこに見つけていったらいいのかということを考えながら、今回、意見をまとめさせていただいたということなので、ポジションとしてはそういう立場でまとめさせていただいているということでございます。

以上です。

○記者 今の追加ですけれども、大切な考え方であると思いますが、そうしますと、関係者が納得するポジション、それはこの意見の中ではそういう考え方であるけれども、つまり、私がお聞きしたのは、どこに具体的な提案の内容として、例えば日雇いの解禁とか積極的に改正する部分は書かれているわけです。しかし、仮に逆に労働者の意見もしっかり聞くというのは、気持ちはわかるのですけれども、具体的にどう盛り込まれているのでしょうか。

○鶴委員 それはそれぞれ、「基本的な考え方」を御覧になってもわかりますように、これまでいろいろな規制とか見直しがされてきている中で、例えば日雇いの話は、実際に働く機会の縮小が起きてしまって、現場から非常に困っているという声も我々は聞いているわけです。そういうこともあわせて、実は、最初に保護ということを目的に出発したにもかかわらず、そういうことも出ているのであれば、その辺も非常に幅広くいろいろな方の声を拾いながら見ていく必要があるのではないかとということで、例えば日雇いの問題にも、今回、24年の制度改正のところも申し上げたということも、一つ一つ働く機会の縮小がいろいろな制度改革で実際に起こらないようにということを、我々は非常に綿密にそういうところを見て、そういうところを強調させていただきながらこの意見をまとめさせていただいています。これをお読みになっていただければ、かなりそうした配慮はにじんでいることを御理解していただけるのではないかと考えております。

○記者 最後に1点お願いします。

今、おっしゃいましたように、読むと待遇の均衡ですとか、何を目指しているかというのは大体感じ取ることはできますが、逆に、今回、日雇いの解禁などは、できた当初は、やはり雇用の不安定が懸念されていたわけですが、今回これを解禁することで、ま

たそういった不安定雇用が広がったり、始まるという懸念は、その辺はお感じになることはありますでしょうか。

○鶴委員 今回の厚労省の研究会の報告書の中の1つの大きなテーマは、余りにも、例えば26業務とそれ以外という、そこを明確に分けることによってその間の付随業務はどうするのかとか、現場の大きな混乱があつて、それをまた行政的にも非常に厳しく取り締まったり、いろいろなことがありました。非常に制度が複雑になり過ぎて、こういう制度をもう一回、簡素でわかりやすい制度に大きく直していこうというのが今回の派遣の改革の大きなポイントです。

もう一つ、私が大きなポイントだと思っているのは、当然、派遣の労働者の方々は有期の方が多いので、非常に不安定になる。特に期間の短い方、日雇いというのは30日以内ということですが、そこは当然問題はある。不安定雇用というのはある。だから、厚労省の研究会の報告書がそういった方々を有期から例えば無期により多く転換をしていく、また、キャリアアップも含めてどうやって派遣労働者がキャリアアップをしていくのか。そういったところも含めて御議論をさせていただいている。

方向性としては、全体としてこれは雇用を安定化させるほうに向いていますし、ワーキング・グループの総意、また規制改革会議本会議の全体の総意としても、派遣の濫用防止ということ非常に強調させていただいて、濫用防止という中に非常にはっきり書いています。「実態にそぐわない派遣の利用や低処遇・不安定雇用の防止」と、まさにここが一番大きなポイントですということをお我々ははっきり申し上げております。単にある特定のものを禁止するというのではなくて、それを希望されている方もいる。そうした中で、なるべく雇用が安定になっていく配慮を全体として考えていかなければいけないという方向性だと思います。

○岡議長 私が冒頭に申し上げた基本的考え方（労使が納得した上で、多様な働き方が選択できる社会を構築すべきである）に加えて、今、鶴座長からの御説明の中にありました「派遣労働の濫用防止」という考え方も大変重要であります。先ほど、日雇い派遣の例が出ましたけれども、まさに双方が納得しなければ成立しないわけです。強制的に日雇い派遣でやるということではないわけですから、それは日雇いという、30日以内の極めて短期の働き場でもよろしいという方がそこへ行くことも十分考えられるわけで、これを禁止してしまうことはそのチャンスを失うことにもなるわけです。

ただ、不安定雇用を増幅させるのではないかという御指摘に対して、私どもは今、鶴座長が答えられたように、「派遣労働の濫用防止」という考え方を強く打ち出すことによって、やはり双方が納得して、こういう期間でもそこで働きたいという人のチャンスは残しながら、できるだけ雇用の安定につなげていく方向を求めていくべきではないのか。そのためには、先ほど申し上げている「基本的考え方」と「派遣労働の濫用防止」を含めた2つの考え方は大変重要な我々のスタンスであると御理解いただきたいと思います。

それでは、他の方、どうぞ。

○記者 大きなテーマになってしまうのですが、派遣制度の見直しなどで正社員が減ってしまうのではないかという懸念もあると思うのですけれども、安定した雇用という点からはいかがお考えでしょうか。

○鶴委員 1980年半ばですけれども、派遣の制度が実際にできたときに一番その中で懸念されたのは、今、おっしゃるように、派遣制度を大きく導入することになったときに、現在いる正社員の方が少なくなって、それが派遣にどんどん代替される。余りそういうことが進むことは、当時、正社員が中心だった日本の雇用システムがございまして、そこを一番懸念されたということで、この法律の体系自体が常用代替防止という考え方に裏付けられて仕組みができていたのです。そうしたときに、必ず正社員を守らなければいけない。だから、余り派遣の人たちが増え過ぎては困る。そのために、実はいろいろな規制をかけるという発想がずっと行われてきた。その中での規制緩和も行われてきた部分があるのです。

今、これだけ非正規雇用が4割近くまで増えてきている現状で、単に正社員のほうばかり向いて、それがもしかして減るのではないかと、代替されるのではないかと、そういう考え方でいいのでしょうかということの、一つ我々の今回の提言として、常用代替防止というところにいつまでもこだわっている今の派遣の仕組みから少しずつ考え方を変えていく。

それは今、おっしゃったように、確かに派遣の方々の雇用安定ということは非常に重要なので、まさにそこをポイントに置く。しかし、だからといってそれが正社員を単に保護するとか、守るということで派遣の方々にしわ寄せが行くやり方は、やはり適切ではないのではないかとということで、少し考え方の転換というものも、実は厚労省の報告書の中にも出てきています。ということで、そこはまだ彼らも道半ばですけれども、そこを我々も少し推進していく。そして、最後は派遣の方がいかに本当にハッピーにその仕事をやり、また雇用もより安定をする。我々は均衡処遇という話もしているのです。もっと処遇というところが正社員の方々と遜色のない形になっていくことですね。そうしたことも非常に強調しています。ということで、余り常用代替防止というところにどこまでこだわっていくのか。そこも今回の問題提起の大きな柱ということで御理解をしていただければと思います。

○岡議長 どうぞ。

○記者 公開ディスカッションの開催についてお伺いしたいのですけれども、実施の都合いとしてですが、例えば年内の最重要項目となっている保険診療と保険外診療の併用療養費制度であるとか、これは意見をお出しになる前後といいますか、どのような時期をお考えでしょうか。

○岡議長 先ほど、私の気持ちとして「遅くとも年内」と申し上げましたが、必ずしも我々

が見解を取りまとめる時期に照準を合わせてやるということではございません。我々としては、国民の皆さんに規制というものに対する御理解を深めていただく。そして、この規制改革を推進する上での世論を喚起するといったことを主たる目的として、公開ディスカッションを開催したいと考えております。

したがって、テーマについても、できるだけ国民の皆様身近なものとか、わかりやすいものとかをピックアップして、今申し上げた目的につながるようにしたいと思っております。もちろん、取りまとめのタイミングに合った形で行うことを否定するわけではありませんが、初めからそういう目的でタイミングを選ぶということではないということをお知らせしております。

○記者 そうなりますと、規制改革としての意見の形成にかかわる部分ではなくて、あくまでも国民の世論喚起というか、訴求力を高めていくところに目的があるという理解でよろしいでしょうか。

○岡議長 そのとおりです。ですから、公開ディスカッションで取り上げるテーマについて、何か結論を出すとかということは考えておりません。

真ん中の方、どうぞ。

○記者 ホットラインの提案を受けたさらに精査・検討を要する提案事項ということですが、これのまた◎と○の意味をお伺いしたいのですが、ここで◎になった項目というのは、いわゆる各ワーキング・グループの検討項目の一覧表の中での◎に相当する扱いになるのか、それはまた別の扱いになるのか。もともともう決まっている検討項目との優先順位の違いはどう考えればいいのか教えていただけますか。

○大川次長 先日の各ワーキング・グループの検討事項の中でついていた◎は、おおむね年内に結論を得るべく議論するものということで、時間的な先後関係を意味しておりましたが、今回の◎はそういう意味での◎ではなくて、あくまでワーキングで直接御検討いただくものという意味での◎でございます。先ほど御説明したとおりでございます。ということで、2つの◎の意味は違うということでございます。

○委員 今回新たに追加された項目を今までの既存の項目よりも先にやる可能性も、可能性としてはあり得るのでしょうか。

○大川次長 それは各ワーキングでの御判断だと思います。

○岡議長 あり得ると思います。

他はいかがでしょうか。

○記者 日雇い派遣の禁止の件で2つ教えてください。

先ほど来、労働者側にとっての働き方のメリットを強調されておりますけれども、それ以外の使用者側についてのメリットについてどうお考えなのかというのを1つ教えてください。

もう一点が、法改正して間もない中でまた抜本的な見直しを求めているわけですがけれど

も、直近の法改正をどう評価されているのかを改めて。つまり、労働者側の視点に立ち過ぎた、保護に立った視点で法改正をしたためにゆがみが生じているから、また揺り戻すとか、真ん中に戻すべきだという、そういう視点での御主張という理解でよろしいのでしょうか。

○鶴委員 その話になると、派遣の問題のある意味での複雑さということをお話しなければいけないのですけれども、派遣の場合、労使といったときに、労使というのはどういう人たちなのだろうかということを見ると、大体それは派遣先の企業ですね。労働側は派遣先の企業の正社員を中心としたその労働組合ということです。そうすると、実は労使ということをいろいろ考えた場合に、必ずしも派遣の労働者とか派遣事業をやっている方々が本当にその中の政策決定プロセスにどこまで入っていたのかという問題は、実は非常に深刻な問題として現実にあります。そうした中でいろいろなものが決定されてきた。これは厚労省もその問題点はちゃんと認識しております。

日雇いの話については、使用者のメリットなのか、派遣労働者のメリットかという両方です。実は日雇い派遣で例外の規定があります。やはりニーズがあるから、日雇いを全部禁止することはできなかったわけです。そのとき、例えば年収500万円以上の世帯は日雇い派遣をやってはだめですよ。幾つかありますね。学生だったらいいのだけれどもという幾つかの例外規定がございます。それを本当にちゃんとまともに説明できる規定なのでしょうかと。非常にそこで、実際に働きたいのだけれども、働けなくなったという問題を実は抱えているところがある。

使用者側、企業側にとってもニーズはあるわけです。労働者側にもニーズはある。でも、そこを非常にいびつな形でふたをしてしまったという、ここが非常に大きな問題ということで、これは厚労省も研究会も、24年改正のこの部分については何らかの形で労政審で議論したほうがいいのではないかと、非常に抑制のきいた言い方ですけれども、この話については報告書の中にちゃんと書いているのです。だから、いろいろな関係者が実際にこういうものを決めた後でいろいろな問題点が出てきているという認識が実際に現場のところでもあるということをしちっと認識しなければいけないのではないかと思います。

おっしゃったように、24年改正についてはできたばかりの仕組みではないですかと。私もまさにそう思います。ただ、いろいろな問題点もそれができてから指摘をされております。この問題についてはすぐに全部一遍に変えることは非常に難しいかもしれませんが、長い目で見てもこういう問題点があるということを規制改革会議としてしっかり国民に向けて指摘をしていくことも重要な役割かなと思っております。

以上です。

○岡議長 他はいかがでしょうか。

○記者 雇用のほうの話ですけれども、今回これで意見書をまとめて、今後、労政審での議論に舞台が移るのかなと思います。今回のこの意見が労政審でどこまで反映されると御

覧になっていらっしゃるのか。労政審の方々、特に労働代表の方々には正社員の方々で構成している連合系の労組の方が相当入っていて、非正規の代表がはっきりしていないようなものかと思います。その仕組み自体もこのままでいいと思っいらっしゃるのか。そのあたりをお伺いできますでしょうか。

○鶴委員 よく三者構成という議論がございまして、ちゃんと労働代表、消費者代表、政府、公益代表、そこで決められないと政策を決めることができない。別に今の仕組みでもそれが非常に大きな問題かというようには私自身思っておりません。ただ、規制改革会議として、やはりこういう考え方がある。また別の見方、実際に政府の部内の中でこういう考え方もありますよということを言って、それを契機に、まさに国民的な議論が盛り上がる。これはマスコミの方々もある意味で非常に重要な役割を担っていただいていると私も認識しているのですが、その中で、私は、よりよい議論を喚起することが規制改革会議の大きな役割だと思っております、まさに労政審でも、一つこういう意見があるよということで、是非議論をさらに深めていただきたい。ただ、我々は上から目線で、その審議会でこれを検討せよなどと要請するような、こちらはそういう権限もございません。でも、権限がないからといって、やはりいい議論をすれば、いい議論というのはやはり政策に影響していく、残っていくということなのです。だから、私は、まさにこちらがどれだけそういうバランスのとれた議論をしているのか、本質を突いた議論をしているのか。それが実際に政策決定の場でどういう形で生かされていくのか。まさにそこが試されているということだと思っております。だから、余り今、そういうことで懸念とか何とかということとは、もちろんそれに対して御批判があるというのは十分承知していますので、一つの議論の土台ということで深めていただければありがたいなという気持ちがございます。

○岡議長 今、鶴座長からお答えいただきましたけれども、会議の議長としては、私どもはテーマ、テーマでプロセスにはいろいろありますが、最終的に取りまとめた意見に対しては、きちんと政策に活かしていただくというのが基本的考え方であります。今まで提出してきた意見もみんなそうでございます。本日の雇用に関しても同様でございますので、私は、我々の意見がきちんと政策に反映されることを強く期待しております。

○記者 今の質問と関連しますけれども、2ページから3ページにかけて、平成24年改正法の規定について、(1)から(5)まで、それぞれについて厚労省が現状ではどういう姿勢なのかを教えていただけますでしょうか。

○三浦参事官 厚生労働省の考え方を代弁することはなかなか難しいのでございますけれども、私どもが今、認識している範囲内でお話を申し上げますと、日雇い派遣の原則禁止というのは、先ほど鶴座長からも紹介がありましたが、研究会報告の中についても検討する必要があるのかなのかといった言い方ではあります、触れられております。

個別の事項については言及はありませんが、大きな検討項目として平成24年の改正の関連事項について付言されていまして、その後開催されている労働政策審議会の中の部会の

議論のアジェンダの中にも項目として挙げられていることを認識しておりますので、今後、労働政策審議会で何らかの議論をしていくことは一応、予定がされているのだろうと今、考えています。

○岡議長 御質問に真正面から答えられなかったようですが、それが実態でございます。

○鶴委員 報告書が今、手元にありますけれども、新たな規定に対するものを中心に様々な意見が出されているが、まずはその円滑な施行に努め、施行状況についての情報の蓄積を図っていくのが重要であると。だから、一般論としてはそういうことを言っております。

ただ、日雇い派遣の原則禁止ということについては、もちろんまずは制度の趣旨の理解を求めていくのは重要であるがということですが、具体的な意見があることを踏まえた上で、労働政策審議会において今後の制度見直しに向けた議論が必要かどうかを判断していくことが適当であると。かなり回り持った言い方ですけども、やはりこの項目については、何らか非常に強い意見が現場で出ている。だから、そこは他のものとは違った扱いで厚労省さんはお考えになっていらっしゃるという認識は間違いないかと私は思っております。

○岡議長 よろしいですか。

他はいかがでしょうか。

どうぞ。

○記者 日雇い派遣の原則禁止についての項目でお伺いしたいのですが、1年前に不安定雇用につながるということで禁止されたものですね。まさにここに書いてあるように、限られた期間、時間だけを働きたいと考える労働者がいることに対しての他の形態の日雇いを増加させているにすぎないということですが、これは多分、アルバイトとかそういう方法だと思うのですが、そういう方法があるにもかかわらず、なぜもう一度、不安定雇用につながるからといって禁止されたものをもう一回解禁するとお考えになるのでしょうか。

○鶴委員 結局、同じことなのです。派遣を禁止しても、今、申し上げたように、直接雇用、日々紹介とかそういうものが実際に増えている現状ということなので、やはりニーズがあるということです。それであれば、そこはそういう機会としてまたそれをやりたいという人が求めている。それを今、非常にいびつな形で例外、また規定を設けながらやっている状況なので、そこは一度、もう一回原則禁止というのを考え直して、別途、派遣労働者、特に契約期間の短い方々をどう保護していくのかということ、そういう様態を禁止するという発想ではなくて、別の観点から、訓練とかそういうことをもう少し充実して、そういうところからステップアップをしていくことも私は非常に重要な視点だと思っております。そういう発想の転換をしないと、何でも臭いものにふたをするような発想は間違っているということだと私は思うのです。これは基本的に、やはり労働、これは経済学者でも法学者でもそうやってかかわっている方々のコンセンサス、皆さんそう思ってい

っしゃる方が非常に多いのではないか。そういう機会を無理やりなくす、働く機会をなくすことについて、やはりこれは非常に制度として問題だろう。別に問題があれば別のやり方で解決していくという発想ですね。それを考えていくべきだと思います。

○記者 ただ、こういう規定があることが不安定雇用に対するある一定の歯どめにはなっているような気がするのですが、これが要するに解禁されることで、何度も指摘されていますが、ますます不安定雇用が出てくる。

○鶴委員 でも、それは今、おっしゃったように他のところが増えているわけでしょう。他のところは別に制限がなく増えていると、同じことではないですか。あるところを禁止したら別のところが増えています。全体としてはもしかしたら全然変わらないのかもしれない。今、起こっていることはそういうことかもしれない。そういう規制のやり方はいいかという問題があると思います。まさに今、おっしゃっていることが起こっているということであれば、逆に不安定雇用を抑える意味はどこまであるのでしょうか。それをみんな現場の人たちは認識をしてくれているということだと思うのです。

○記者 ありがとうございます。

○岡議長 他はいかがでしょうか。

どうぞ。

○記者 その関連で、日雇いの関係で、無理やり働き方をなくすのは問題だ。それは納得できる話であると。ただ単純に法律で規制するのではなくて、もっとより広く政策的に対策を考えよというのが今回の派遣労働者の濫用防止というところを強調されたことだと思うのですが、具体的にどんなことで派遣の方々の不安定雇用の防止策をとるべきとお考えなのか。プラス今回の意見書の中に具体策まで踏み込まなかった理由もお伺いできますでしょうか。

○鶴委員 これについては、我々はもちろん派遣の話につきましては、今後とも規制改革会議、またワーキング・グループとして、当然この問題は我々はフォローしていくつもりです。今回は、厚労省の研究会の報告書、またそれを受けての労政審の審議ということでございますので、一応、そこに向けた我々の意見ということなので、全ての派遣について網羅して、派遣についてのあらゆる考え方を我々は今、ここに盛り込むことは、もちろんここでやるのが適切かどうかという議論もあるかと思えます。我々は、具体的な大きな考え方はもうお示ししておりますので、そういう大きな考え方に基づいて、今後とも労政審の議論などを見守りながら、具体的にそういうところの方々の濫用防止はどうやっていったら効果があるものができるのか。それは我々もきちっと今後考えていきたいと思っております。

○岡議長 他はいかがですか。

よろしゅうございますか。

○記者 それでは、本日の記者会見を終わりたいと思います。

○岡議長 ありがとうございました。